

第1回日進市小中学校適正規模等検討委員会 議事録

日時 令和3年6月28日(月)午後2時から3時53分まで  
 場所 日進市役所 南庁舎2階 第5会議室  
 出席者 三和義武、加藤隆視、川合観、萩野哲也、丹羽園生、増井牧子、  
 鈴木栄次、芦野留美、大津正仁、伊東美佐紀、中村正子  
 (敬称略)  
 欠席者 3名 杉山亨、須藤尚子、澤田千歳(敬称略)  
 事務局 久保田力(教育長)、市川秋広(学習教育部長)、  
 加藤慎司(同部次長兼教育総務課長)、後藤幸宏(学校教育課長)、  
 岡田優子(同課課長補佐)、久野純子(同課係長)、  
 伊藤美乃里(教育総務課課長補佐)、石井智史(同課係長)、  
 山田優子(同課主事)  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 有 1名

- 次第
- 1 あいさつ
  - 2 委員の委嘱
  - 3 正副委員長の選出
  - 4 日進市立小中学校適正規模等検討委員会について
  - 5 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について
  - 6 本委員会の設置背景について
  - 7 児童生徒数の推計結果及び各学校の適正化の検討について
  - 8 その他

- 配付資料
- ・次第
  - ・日進市立小中学校適正規模等検討委員会の位置付け〔資料No.1〕
  - ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針〔資料No.2〕
  - ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について〔資料No.3〕
  - ・市内学区児童生徒推計資料〔資料No.4〕
  - ・推計資料の見方〔資料No.5〕
  - ・小学校の通学区域と行政区〔資料No.6〕
  - ・前回提言内容一覧〔資料No.7〕
  - ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要〔資料No.8〕

発言者	発言内容
事務局	本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

	<p>ただいまより、第1回日進市立小中学校適正規模等検討委員会を開催いたします。</p> <p>次第の1「はじめに」、久保田教育長から挨拶を申し上げます。</p>
教育長	<p>本日は、令和3年度日進市立小中学校適正規模等検討委員会第1回会議ということで、委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場からご参画いただき、また、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>日進市立小中学校適正規模検討委員会は、昨年度まで令和元年度から2年度にかけて開催し、令和3年3月に答申ということで、提言書の提出がありました。現在、その提言を受けて、教育委員会が具体的に動いている状況です。</p> <p>その提言の中には、全国的には少子化の流れがあるものの、日進市はまだ人口増加傾向が続き、子どもの数も横ばいで推移するという状況から、今後も動向を注視すべきとする学校があることや、昨年末に国が小学校の35人学級についての方針も打ち出していることから、間を置かずに検証すべきという趣旨が含まれておりましたので、今年度も検討委員会を開催することといたしました。</p> <p>今回、令和3年度から4年度にかけて委嘱し、13校の各学校の適正規模等について、ご審議いただくことを諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、次第の2「委員の委嘱」です。委員の皆さまには委嘱書を机の上に置かせていただきました。委嘱期間は本年5月12日から来年度末までの2年度となります。委員の皆さまにおかれましては、長期間となりますが、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、最初の会議となりますので、委員の皆さまから自己紹介をお願いします。</p>
委員・事務局	(自己紹介)
事務局	<p>なお、本日は、杉山委員、須藤委員、澤田委員が欠席ですが、「日進市教育委員会附属機関の設置に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がございますので、会議は成立いたします。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局職員紹介)</p> <p>教育長については、他の公務がございますので、退席いたします。</p> <p>(教育長退席)</p> <p>では、次第の3「正副委員長の選出」を行います。</p> <p>「日進市教育委員会附属機関の設置に関する規則」の規定により、委</p>

	<p>員長は委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>委員長を選任についてご意見はございませんか。</p>
委員	<p>今回の適正規模検討委員会の趣旨と、いろいろな角度から意見があり、それぞれのお立場の方がおられる中で、そういった様々なご意見をまとめていただく方として、識見があり、学識経験を有する愛知淑徳大学教授の三和義武委員が適任であると考えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいま、三和委員を委員長に推薦するご意見がありましたが、三和委員を委員長に選任することについて賛成いただける方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員賛成)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、三和義武委員を委員長に選任します。三和委員よろしくをお願いします。</p>
委員長	<p>(委員長席へ移動)</p> <p>委員長を仰せつかりました三和です。よろしくをお願いします。</p> <p>副委員長については、委員長が指名することとなっていますので、私から指名させていただきます。小中学校長代表の天津委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>(天津委員が副委員長席に移動)</p> <p>また、本委員会は傍聴を受け付けておりますが、傍聴希望者がおみえですか。</p>
事務局	<p>1名の傍聴希望があります。</p>
委員長	<p>委員の皆さまの同意を得て入室を許可したいと思います。よろしいですか。(しばらくして) それでは、傍聴者をお通しください。</p>
傍聴者	<p>(入室)</p>
委員長	<p>傍聴の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。</p> <p>では、次第の4「日進市立小中学校適正規模等検討委員会について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>始めに、本日の資料の確認をします。本日の資料は、事前に郵送させていただいたものと、机上に配付させていただいた資料を併せて、資料1から8までとなります。それでは、資料1をご覧ください。</p> <p>本委員会の趣旨・位置付けについてです。子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を図るためには、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点から、学校の規模や配置について適正化が図られるよう継続的に検討を行っていくことが必要となります。</p> <p>本委員会は、おおよそ3年に1度実施される人口推計をもとに、教育委員会からの諮問を受けて、日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項を調査審議することを担当しております。</p>

	<p>また、本委員会にて学区の見直しが必要と判断した際に、具体的な調査・研究を行う組織として日進市学区検討部会があります。</p> <p>本委員会の具体的な取り組みとしては、令和2年1月に改訂されております基本方針と最新の人口推計を基に、適正化の必要のある学校があるかどうかの判定やその手法について検討いただくこととなります。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、地域や保護者、あるいは学校現場などそれぞれのお立場でご意見、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま、本委員会の趣旨や位置付けについてご説明いただきました。ここまでの内容で、ご質問等ございますか。</p> <p>(しばらくして) 続いて、次第の5「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、資料2をご覧ください。</p> <p>「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」は、平成24年に策定され、その方針に基づき、平成26年と平成28年に適正規模及び適正配置に関する意見書を検討委員会でまとめ、教育委員会に提言しました。また、基本方針策定後、7年が経過し、社会状況も変化していることから、令和2年1月に基本方針を改訂しました。</p> <p>基本方針では、学校の適正規模や適正配置に関する記述をまとめています。3ページ、4ページをご覧ください。ここでは、「学校の適正規模」について、記載されています。学校の規模によっては、学習・生活指導面や学校運営の面で様々な影響が及ぶことが想定されます。学校規模の基準については、「学校規模に関する関係法令等」において、学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数等も決まってくることから、学級数を学校規模の基準としています。</p> <p>また、4ページの表2に学校規模の区分を示していますので、ご覧ください。学校の規模の区分としては、国が定めている基準を以って標準としての規模を「適正規模校」としています。それより小さい学校について「小規模校」、「過小規模校」、大きい学校について「大規模校」、「過大規模校」として定義しています。それぞれの規模の定義については、4ページ下部に記載していますが、あくまでも標準となりますので、必ずしも適正規模でないと直ちに是正しなければならないというのではなく、学校運営に支障が出る場合に、是正する際の目指すべき指標となります。</p> <p>5ページをご覧ください。「学校の適正配置」についての基準が記載</p>

されています。学校の配置といったときには、学校の建物を動かして簡単に配置できるものではありませんので、実際には学区の設定ということになります。基本となる考え方は、まずは、1 番目として、学校や地域によって教育環境にできるだけ差が生じないように配慮する、次に、児童生徒の通学にかかる負担を考慮し、安全性を確保する、最後に、各学校と地域コミュニティのつながりに配慮する、ことが必要とされており、適正配置を考える際には、この 3 点を 1 番目の考え方から順に検討することとなります。

基本となる考え方を基に定めた配置の基準ですが、適正な規模の学校を地域にバランスよく配置することや、通学距離は小学校 3 キロ以内、中学校 5 キロ以内について一定の基準とすること、通学区域が行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していることとしています。

続いて、「適正配置への取り組み方」として、まず、小規模校・過小規模校への対応については、共通して学区の見直し等により適正化を図ること、近接する学校との統合を行うこととします。日進市では、小規模校・過小規模校は少数派で、今のところこの観点で検討することは少ない状況です。

大規模校・過大規模校への対応については、6 ページをご覧ください。過大規模校については、まずは学区の見直しや学校施設の増築により適正化を図ることとしています。学区の見直しについては、学級数が増えることにより、学校活動や学校運営に支障が生じるようなことが見込まれるときに、規模を小さくすることができないか、という観点から検討する手法となりますが、その場合、隣接する他の学校の状況を踏まえて検討することとしています。増築については、過大規模校が一時的であること、学校施設の状況から学校運営等への支障が少ないと見込まれるものとして検討する手法としています。

なお、学区の見直しや増築により対応しきれない場合で、さらに長期間にわたり過大規模の状態が続くことが予想される場合は、新設校の建設について検討することとしています。ただし、新設校の建設の場合は、建設用地の確保や通学距離等の適正配置の問題も考慮する必要があります。

次に、大規模校については、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合や、施設規模が著しく狭い場合には、過大規模校に準拠した対応を検討することとしています。

なお、普通教室数の過不足の検討にあたっては、普通教室数に加えて、特別支援学級の状況や、体育館、特別教室等の施設についても考慮

	<p>する必要があります。</p> <p>この基本方針を基に、皆さまには、今後、最新の児童生徒数推計をご覧いただき、適正化の対象となる学校があるかどうかの判定や、適正化が必要な場合、どのような手法によって適正化を図るのかをご検討いただきます。</p> <p>基本方針の説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま、本委員会で検討する上での基本となる方針についてご説明いただきました。ここまでの内容で、ご質問等ございますか。</p> <p>(しばらくして)では、続いて次第の6「本委員会の設置背景について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど、3年に1度の人口推計をもとに、教育委員会から諮問を受け、検討委員会が調査審議すると説明しましたが、令和3年2月に小学校の学級編成を40人から35人に引き下げることが閣議決定され、35人学級の観点を踏まえた検討が必要になりました。そのため、今回の検討委員会では、昨年度に調査・審議された結果を踏まえて、35人学級の実施をした場合、規模の変化と配置への影響がどの程度あるかどうかという観点を重視し、適正化の必要性やその方策について検討していただきたいと思います。</p> <p>そのために、まずは、前回の検討結果について、共有させていただきたいと思います。資料3をご覧ください。表紙をめくっていただきますと提言内容として、昨年度に検討を行い、まとめられた内容が記載されています。提言内容としては、「1.日進市立小中学校の適正化の必要性の有無とその手法について」として、前回の児童生徒数の推計に基づき、適正規模及び適正配置について検討した結果、西小学校及び北小学校・日進中学校について学区変更による適正化が必要であるということで提言がされました。それぞれの学区変更についての説明は省略させていただきます。次に「2.35人学級への対応について」として、令和3年2月2日、公立学校の義務標準法改正法案が閣議決定され、小学校の学級編成を40人から35人に引き下げる方針となったことに伴い、35人学級の観点を踏まえた適正規模及び適正配置に関する具体的方策について、早急に検討する必要があるということが提言されました。</p> <p>この提言を受け、現在、教育委員会では、西小学校及び北小学校・日進中学校の学区見直しについて、具体的な取り組みを始めることとし、関係者への説明を準備しているところです。また、35人学級について、早急に検討する必要があるという提言を受け、通常は3年に1度の人</p>

口推計に合わせて立ち上げる検討委員会ですが、今年度も新たに検討委員会を立ち上げ、皆さまに検討していただくこととしています。

前回の提言における学校別の検討結果については、5ページ以降にまとめています。小学校についてですが、8ページの表1「小学校区別の児童数と学級規模の推移」と併せてご覧ください。また、資料7については、学校別の検討結果を簡潔にまとめたものとなりますので、参考にご覧いただければと思います。

それでは、各学校の検討結果についてですが、まず、西小学校については、現在は適正規模であります。香久山西部土地区画整理事業により、児童数の増加による大規模化が見込まれることや、教室数も余裕がない状況であることから、適正化の必要があると判断されました。対象地区については、学区検討部会を置き、関係者から意見を集約し、検討したのとなりますが、詳細な内容についての説明は省略させていただきます。

次に、東小学校については、現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあるため、すぐに適正化の必要はないですが、学校自体の教室数の余裕が少ないことから、今後の動向を注視する必要があるとされました。

北小学校については、現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあるものの、児童数が緩やかに増加していることや、教室数に余裕がないこと、進学先である日進中学校の教室数が不足する状況であることから、適正化の必要があると判断されました。隣接する竹の山小学校と香久山小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があること、竹の山小学校区と香久山小学校区に隣接する地域の方々からも、学区変更の要望を受けていることを踏まえて、学区の見直しによる適正化が適切と判断しました。詳細な変更地区については、西小学校と同様に学区検討部会において、検討しております。

南小学校については、現在及び推計において「大規模」であります。教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないものの、日進駅西土地区画整理事業が始まることも見据えて、今後の動向を注視する必要があるとしました。

相野山小学校については、現在「小規模」ではありますが、(仮称)日進北部土地区画整理事業に伴い、児童数の増加が見込まれ、「適正規模」となることが想定され、教室数にも余裕があることから、適正化の必要はなしとしました。

香久山小学校については、現在及び推計において「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、適正化の必要はなしとしまし

	<p>た。</p> <p>梨の木小学校についても同様に、「適正規模」の範囲内にあること、教室数にも余裕があることから、適正化の必要はなしとしました。</p> <p>赤池小学校については、現在は「適正規模」であるものの、赤池箕ノ手土地区画整理事業に伴い、児童数の増加が見込まれ、「大規模」となることが想定されますが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないものの、今後の動向を注視する必要があるとしました。</p> <p>竹の山小学校については、香久山小学校や梨の木小学校と同様に、「適正規模」の範囲内にあること、教室数にも余裕があることから、適正化の必要はなしとしました。</p> <p>続いて、中学校について、9ページをご覧ください。また、10ページの表2「中学校区別の生徒数と学級規模の推移」を併せてご覧ください。</p> <p>まず、日進中学校ですが、現在及び推計においても「大規模」であり、今後も生徒数の増加が見込まれることから、教室数の不足が懸念されます。当該学区に隣接した日進北中学校と日進西中学校は教室数に余裕があること、また、日進中学校区内の北小学校の教室数に余裕がない状況を踏まえて、北小学校の学区の見直しによる適正化が必要と判断しました。詳細な学区の変更については、北小学校の学区検討部会にて検討されました。</p> <p>日進西中学校については、現在及び推計においても「大規模」ではありますが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないとしました。ただし、赤池箕ノ手土地区画整理事業や香久山西部土地区画整理事業を見据えて、今後の動向を注視する必要があるとしました。</p> <p>日進東中学校については、現在及び推計において「大規模」ではありますが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないとしました。ただし、(仮称)日進北部土地区画整理事業が始まることも見据えて、今後の動向を注視する必要があるとしました。</p> <p>日進北中学校については、現在及び推計において「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、適正化の必要はなしとしました。</p> <p>以上が、前回の検討委員会での検討結果になります。</p> <p>本委員会では、昨年度の提言に加え、35人学級の観点を踏まえた上で、新たに適正化が必要な学校がないかどうかについて、判断をしていただきたいと思います。</p> <p>本委員会の設置背景についての説明は以上です。</p>
委員長	ありがとうございます。ただいま、本委員会の設置背景について、令



	<p>和 2 年度の提言内容を踏まえてご説明いただきました。ここまでの内容で、ご質問等ございますか。</p> <p>(しばらくして)では、続いて次第の 7「児童生徒数の推計結果及び各学校の適正化の検討について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ここからは、具体的に、各小中学校の児童生徒数の推移や、学級数の推移から、適正化が必要かどうかご判断いただきたいと思います。資料 4 を中心にご説明しますが、本日配付した追加資料の資料 7 も併せてご覧ください。これは、前回提言内容の結論部分を一覧にしたものです。全体の状況を確認する際の補足資料としてご覧ください。</p> <p>では、早速各学校の 35 人の観点を踏まえて各学校の適正化の有無を見ていきたいと思いますが、まずは、前回の検討で、適正化の必要があると判断され、具体的方策として学区の見直しを行うとしている西小学校、北小学校、日進中学校から順にご確認いただきたいと思います。</p> <p>では、資料 4 をご覧ください。まず、こちらの資料について説明させていただきます。「市内学区児童生徒推計資料」は、市の企画政策課において、市の最上位計画である「第 6 次日進市総合計画」策定のために実施した人口推計（令和 2 年 3 月発表。令和元年 10 月 1 日時点人口。）を基に、今回は令和 2 年 10 月 1 日時点の最新の数値で更新した人口推計を基礎数値としております。その基礎数値に、教育委員会において各学区の通学率を加味した数値を児童生徒数としています。通学率は、人口推計資料の 1 ページに示しています。2 ページ以降が各学校の推計結果となりますが、グラフや表の平成 30 年から令和 3 年については、各年 4 月 1 日時点の児童生徒数やクラス数の実績値を使用しており、令和 4 年から令和 12 年については推計値となります。</p> <p>35 人学級に引き下げる国の方針については、資料 8 をご覧ください。国では、令和 3 年度から小学校 2 年生で 35 人学級とすることとし、令和 4 年度に小学校 3 年生で実施するといったように、段階的に実施することとしています。しかし、愛知県では、既に小学校 2 年生までは 35 人学級としているため、令和 3 年度は、1 年前倒しで小学校 3 年生の 35 人学級を実施しています。そのため本委員会で検討する上では、このまま愛知県が 1 年前倒しで 35 人学級を段階的に実施していくこととなった場合を想定して、必要教室数を算出することとしています。表でいうと一番下の水色で示されている箇所が 40 人学級を示しており、着色がない箇所が 35 人学級を適用した推計となります。</p> <p>「利用可能教室数の状況」は、各学校の平面図に既存施設で普通教室として利用可能な教室を赤枠で、改修することによって利用可能となる教室を青枠で、さらに、特別支援学級用の教室を今年度の状況として緑</p>

	<p>枠で示したものです。利用可能教室数は総数として、赤枠と青枠を足した合計で示しています。また、各学校共通して、PC 教室については昨年の GIGA スクール構想の実現に伴い、一人一台タブレットを配付したことにより、PC 教室としての利用はなくなりますので、改修することで利用可能となる教室の扱いにしています。</p> <p>資料 4 の 2 ページをご覧ください。西小学校です。グラフ、表の見方につきましては、資料 5 を併せてご覧ください。一番上のグラフは、児童生徒数の令和 12 年度までの推移のグラフです。縦軸が児童生徒数、横軸が年度になります。黒の実線が今回の推計値、赤の破線が前回の推計値となりますので、推計値の比較としてご覧ください。</p> <p>二番目のグラフは、学校が保有する教室数と各年度のクラス数との比較のグラフです。縦軸が教室数、横軸が年度になります。黒の実線が、改修を含めて最終的に普通教室として利用可能な教室数を示します。</p> <p>下の表は、各年度における、学年毎の児童数及びクラス数の表です。段階的に 35 人学級を進めていくことから、水色で示す箇所が 40 人学級として必要教室数を算出しています。なお、35 人学級については、愛知県が前倒しで実施する可能性があることを踏まえて設定しています。</p> <p>では、実際に中身を見ていきます。</p> <p>西小学校については、前回提言で学区を見直し対象としておりますので、現行学区のままの場合と、提言どおりに学区の見直しを実施した場合で推計を行っております。前回提言において、学区の見直しにより適正化を図ることが適切と判断した西小学校ですが、35 人学級を踏まえた最新の推計を見ても、利用可能な教室数 27 を超える見込みのため、適正化の必要があると考えられます。</p> <p>提言どおりの内容で見直しを行った場合の推計は、3 ページとなりますが、提言どおり令和 5 年度に学区の変更した場合は、西小学校の児童数は減少し、その後は横ばいで推移する見込みとなります。香久山西部土地区画整理事業地については、学区変更により、香久山小学校区になりますので、区画整理事業の影響を含まないものとなります。教室数は、令和 4 年度に利用可能教室数一杯となりますが、学区変更によりその後は利用可能教室数により対応できる見込みです。</p> <p>学区の見直しについては、前回の提言を受け、現在、教育委員会が主体となって、対象地域の保護者などの関係者に対する説明会を計画し、準備を進めているところであります。西小学校の説明は以上です。</p>
委員長	<p>西小学校については、閣議決定された 35 人学級を踏まえた最新の推計を見ても教室数の不足が懸念されますので、適正化の必要があると</p>

	<p>考えられます。学区の見直しが行われた場合は、学校規模は適正規模となり、教室数にも余裕が出てくることが分かります。</p> <p>学区の見直し対象となっている学校については、現在、教育委員会にて進めている状況となりますので、改めて言及するというよりは、前回の提言に補足すべきことや、ご意見などがありましたらお伺いすることとしたいと思います。</p> <p>資料の見方なども含めて、委員の皆さんご意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>私自身は西小学校区で、子どもが3人おりますが、3人とも西小学校に通い、卒業しました。10年くらい前に、西小学校にプレハブが建築され、児童が増加した際に一時的にそこで過ごしたという時期がありました。その際もいろいろな教室を使いました。西小学校の平面図で、例えば現在の北館1階のくすのき学級がある場所ですが、北館は寒い教室ですが、当時は、そこで一年間勉強したということもありました。</p> <p>また、今の4年生のクラスは、4年1組と2組は隣同士で、3組と4組はそれぞれバラバラに配置されているため、学年の横のつながりが薄れてしまうと感じます。教室数が足りるから問題ないとするのではなく、子どもの気持ちも考慮してほしいと強く感じます。</p> <p>東小学校も西小学校と同様、古い小学校で、北館は寒く、環境が良くないと聞きます。現在、5年生の学年は、3年、4年、5年と同じ北館で過ごしている状況です。また、学年が上がるにつれ、体が大きくなるにも関わらず、ロッカーが狭かったり、下駄箱が上下で分かれていないため、外履きと内履きが一緒であったりと、他の新しい学校と比べて、古い学校は設備が整っていないので、その点も配慮して検討していただきたいと思います。</p>
委員長	ありがとうございます。事務局からありますでしょうか。
事務局	児童数が増え、学校規模が大きくなるということは、クラス配置や学校運営等に支障が出る可能性があるものと考えています。建物や設備を増やすことは考えつつも、それぞれの学校の偏りを均して、平準化させる視点が必要だろうと考えていますので、本委員会においても、学区見直しを考えながら、増築を検討するという考え方に繋がっています。
委員長	他にありませんか。
委員	PC教室を改修されるということで、令和5年度に向けて改修ということですが、間に合うのでしょうか。
事務局	喫緊に必要となる学校については、今年度中に改修をするよう進めており、その他の学校についても教室数の動向を踏まえて、必要なタイミングで、PC教室の改修を予定しています。
委員長	学校と家庭、地域との連携が非常に叫ばれており、教育は学校だけで

	<p>するものではないという発想が出てきています。PTA や公募の方からもありましたが、他にありますでしょうか。地域からの視点と言うことで、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は南小学校の学校評議委員やって 3 年目となりますが、蟹甲の地域は子どもが少なく、その他の地域は子どもが多いため、地域差を感じることがあります。私の子どもが幼少期のときには、子ども会でソフトボールの対戦をすることとなっても、他の地域ではチームができるのに、自分の蟹甲地域では人数が少なくチームができないといった地域差もありました。南小は今後も児童が増える見込みがあり大変そうだと学校の先生からお聞きしたところでした。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。          続いて、北小学校について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>北小学校の学区の見直しは、日進中学校の学区の見直しと併せて行うものとして提言がありましたので、続けてご説明いたします。</p> <p>北小学校の現行学区については、5 ページをご覧ください。令和 7 年度をピークに増加傾向を示し、令和 9 年度からは緩やかに減少していく見込みとなります。学校規模は、令和 4 年度に適正規模から大規模となり、令和 11 年度まで大規模が続きます。教室数は令和 5 年度に利用可能教室数一杯となり、その後令和 11 年度まで教室数が不足または、余裕がない状況が続く見込みであります。</p> <p>前回提言において、学区の見直しにより適正化を図ることが適切と判断した北小学校ですが、35 人学級を踏まえた最新の推計を見ても、利用可能な教室数 26 を超える見込みのため、適正化の必要があると考えられます。</p> <p>提言どおりの内容で見直しを行った場合の推計は、6 ページをご覧ください。令和 5 年度に学区を変更した場合、児童数は減少し、その後一定期間横ばいで推移し、令和 9 年度から緩やかに減少していく見込みであります。学校規模は、令和 4 年度に適正規模から大規模となりますが、学区変更に伴い、令和 5 年度からは適正規模となります。教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みであります。学区の見直しについては、前回の提言を受け、教育委員会が主体となりまして、該当地区の関係者への説明会を計画し、準備をしているところであります。</p> <p>次に、日進中学校についてです。資料 4 の 15 ページをご覧ください。まず、現行学区についてですが、生徒数は、緩やかに増加を続ける見込みであり、前回推計とそれほど変わりがない状況です。また、学区内で施行予定の日進駅西土地区画整理事業内の人口が令和 6 年度から増加し始めます。令和 12 年度時点で区画整理地内の生徒数はほぼいまま</p>

	<p>が、その後は、徐々に増加すると予想されます。学校規模は、今後も大規模が続くという推計です。教室数は、令和10年度まで利用可能教室数により対応できる見込みですが、余裕が少ない状況が続き、令和11年度以降は可能教室数一杯となる見込みです。日進中学校につきましては、昨年度から今年度にかけて、教室改修を行ったこともあり、前回推計よりも教室数に余力があるように見られますが、令和11年、12年度になると教室数の不足が目立ってくるという状況となります。</p> <p>提言どおりの内容で見直しを行った場合の推計は、16ページをご覧ください。令和5年度に学区を変更した場合、生徒数は減少し、その後は緩やかに増加を続ける見込みです。日進駅西土地地区画整理事業地は、南小学校区に該当しますので、引き続き日進中学校区に含まれることとなります。学校規模は、今後も大規模が続きますが、教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みになります。</p> <p>北小と日進中学校の学区の見直しについては、前回の提言を受け、教育委員会にて関係者への説明会を計画し、準備をしているところであります。</p> <p>学区の見直し対象となっている学校の説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>北小学校については、35人学級を踏まえた最新の推計を見ても教室数の不足が懸念されますので、適正化の必要があると考えられます。学区の見直しが行われた場合は、学校規模は適正規模となり、教室数にも余裕が出てくるのが分かります。</p> <p>また、日進中学校は昨年度から改修により利用可能な教室数が増えているにもかかわらず、教室数に余裕がない状況が続いていますので、適正化の必要があると考えます。学区の見直しが行われた場合は、学校規模は大規模のままではありますが、教室数には余裕が出てくることから、適正化が図られるのが分かります。</p> <p>北小学校や日進中学校についても西小学校と同様、前回の提言に補足すべきことや、ご意見などがありましたらお伺いすることとしたいと思います。</p> <p>委員の皆さんご意見ありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>岩崎区は提言にありました学区の見直しが行われる北小学校区と日進中学校区が含まれています。事務局の説明で、学区の見直しについて大半は納得できますが、コミュニティのつながりもありますので、私たち行政区と事務局と双方で考えて、良い方向で進めていければと思います。岩崎区も大規模ではありませんが、少しずつ開発が進んでいて、組の編成をどうするか試行錯誤している状況です。学校の編成と組の</p>

	編成について、並行して対応していきたいと思います。
事務局	資料 6 の小中学校や行政区の区割りを示している資料をご覧ください。北小学校については、中央部分で、北小学校区の西側の黄色枠と桃色枠で囲った箇所が学区の見直しの対象となる地区です。北小学校からは一番遠い地区となり、香久山小学校、竹の山小学校にそれぞれ近い学校への学区の見直しを検討している地区です。学区の見直しについては、道路や小字、組単位で見直しをしているとこともあります。地域コミュニティも重視しつつ、学区の見直しを検討しているというのが現状です。区の中で一つの学校という考えが望ましい状況ですが、どうしても難しい場合は、それらを配慮して検討することとしています。
委員長	ありがとうございました。他にありませんか。
委員	北小は男性教員の更衣室もなく、手洗い場も少なく、高さがない状況だと聞いています。そのあたりも改善していただけると良いと思います。
事務局	普通教室が足りない学校というのは、無理が生じる可能性が高く、更衣室が足りないといった状況についても、普通教室が足りない学校が今の施設で何とかやりくりして対応する必要があるため、そのような環境になってしまうことがあります。そういった環境を平準化することも踏まえて、学区の見直しということを検討し、進めています。
委員長	学区の見直しを行った場合、受け入れ校の状況を確認する必要があると思いますが、各学校の学区見直しによる受け入れ校の状況はいかがでしょうか。
事務局	<p>学区の見直しが提言どおりに行われた場合、西小学校の受け入れ校は香久山小学校、北小学校の受け入れ校は香久山小学校と竹の山小学校、日進中学校の受け入れ校は西中学校と北中学校です。</p> <p>まず、西小学校と北小学校それぞれの学区見直しにより受け入れ校となる香久山小学校について説明します。受け入れ校につきましても、学区見直し前と後で推計を出しています。</p> <p>現行学区の推計ですが、児童数推計は、令和元年度推計と比較すると下方修正されており、児童数は、毎年減少していく見込みです。学校規模は、今後も適正規模が続き、教室数は、かつては大規模な学校でありましたので、利用可能教室数により対応できる見込みであります。</p> <p>学区見直し後についてですが、令和 5 年度に学区を変更した場合、児童数は増加し、その後は毎年減少する見込みであります。また、西小学校の学区変更に伴い、施行中の香久山西部土地区画整理事業が学区内に含まれることとなります。学校規模は、令和 5 年度に適正規模から大規模となりますが、令和 9 年度からは適正規模となり、教室数は、利用</p>

可能教室数により対応できる見込みであります。

次に、北小学校の受け入れ校となる竹の山小学校についても説明させていただきます。13、14 ページとなります。13 ページが現行学区となります。児童数推計は、令和元年度推計と比較すると若干であります。が下方修正され、児童数は、緩やかに減少していく見込みであります。また、学校規模は、今後も適正規模が続き、教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みです。

学区変更後の推計については、14 ページをご覧ください。令和5年度に学区を変更した場合ですが、児童数は増加し、その後は緩やかに減少する見込みであり、学校規模は、今後も適正規模が続きます。また、教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みであります。

次に、日進中学校の受け入れ校となる西中学校についてです。17、18 ページになります。17 ページが現行学区の推計となります。中学校については、今回の35人学級の実施対象ではありませんので、中学校1年生が35人学級、2年生、3年生については、40人学級のままと想定して推計しています。生徒数は、令和10年度まで緩やかに増加していき、その後は横ばいで推移する見込みです。また、学区内で施行中の香久山西部土地区画整理事業内の人口が令和6年度から増加し始め、令和12年度時点での区画整理地内の生徒数は数名程度ですが、その後は増加していくと予想され、同じく学区内で施行中の赤池箕ノ手土地区画整理事業内の人口が今後増加していくことが見込まれますので、長期間でみると、今後増加していくと予想されます。学校規模は、今後も大規模が続きますが、教室数は、以前改修を行っていることもありますので、利用可能教室数により対応できる見込みであります。

18 ページは学区の見直し後の推計となります。生徒数は、日進中学校の学区変更に伴い、令和5年度に増加し、それ以降も増加を続け、その後は横ばいで推移する見込みであります。令和5年度に学区を変更することで、わずかに生徒数の増加が見られますが、全体の傾向としては変更前と同じで令和10年度まで緩やかに増加していき、その後は横ばいで推移する見込みであります。なお、香久山西部土地区画整理事業地区は、西小学校区と香久山小学校区との学区見直しであることから、引き続き日進西中学校区に含まれ、赤池箕ノ手土地区画整理事業地区は、赤池小学校区内のため、引き続き日進西中学校区に含まれます。学校規模は、今後も大規模が続きますが、教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みであります。

最後に、日進中学校の受け入れ校となる北中学校についてです。20、21 ページとなります。20 ページが現行学区の推計で、生徒数は、令和

	<p>4年度をピークに増加傾向を示し、令和7年度から緩やかに減少し、全体としては、ほぼ横ばいで推移する見込みです。学校規模は、令和3年度に小規模から適正規模となり、その後も適正規模が続き、教室数は、利用可能教室数で対応できる見込みです。</p> <p>21 ページは学区の見直し後の推計となります。生徒数は、日進中学校の学区変更に伴い、令和5年度に増加し、令和7年度から緩やかに減少し、全体としては、ほぼ横ばいで推移する見込みです。学校規模は、令和3年度に小規模から適正規模となり、その後も適正規模が続き、教室数は、令和5年度6年度に利用可能教室数一杯となりますが、それ以降は利用可能教室数で対応できる見込みであります。</p> <p>受け入れ校となるそれぞれの学校の状況の説明は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。学区見直しとなる学校の受け入れ校として、香久山小学校、竹の山小学校、日進西中学校、日進北中学校の状況についてご説明いただきました。香久山小学校、竹の山小学校、西中学校、北中学校は、学区変更により、児童生徒数が増加しますが、利用可能教室数により対応できる見込みだということが分かります。</p> <p>ここまで、昨年度の提言内容で学区の見直しによる適正化が必要と判断した学校とその受け入れ校の状況について、小学校については35人学級の観点も追加された上で見ていただきました。</p> <p>学区の見直しが行われた場合、対象となる学校と受け入れ校の学校規模は、不均衡が是正されると思われます。学区の見直しについては、現在、教育委員会で進めているところですので、前回提言に補足すべきことや、ご意見などがありましたらお伺いすることとしたいと思います。</p> <p>委員の皆さんご意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>竹の山小学校と北中学校は同じ施設で小中学校の間に仕切りが置かれているだけの状態だと思いますが、今後、小中学校どちらかの教室が不足するといった状況となる場合、その仕切りを移動させることは柔軟にできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>平面図を見ていただくと、竹の山小学校と北中学校は別の図として表わさせていただいていますが、同一施設となり、エリアを分けて使っております。今時点では、推計でも利用可能教室内で対応可能な結果となりますので、小中学校のエリアを変えることは想定していませんが、万一、小学校または中学校において教室数の不足する場合は、仕切りの移動や単なる改修だけでなく、施設や設備面でなんらかの工夫が必要になると考えています。</p>
委員	<p>竹の山小学校と北中学校は肢体不自由の児童生徒を受け入れられる</p>



	学校のため、急にそのような児童生徒が増えた場合に、対応できるのか気になりましたので、質問させていただきました。ありがとうございます。
委員長	他にありませんでしょうか。 学区の見直しが、教育委員会で進んでいるとお話しさせていただきましたので、その点でご質問があればお願いします。
委員	学校区が移動されることに対して、対象となる方に対し、説明会ほどのくらい行われてきたのでしょうか。
事務局	現在、西小学校、北小学校・日進中学校の学区見直し案に対して、変更の対象となる方に 7 月に説明会を開催する予定で準備を進めています。
委員	それでは、まだ一度も説明会は開催されていないということでしょうか。
事務局	関係者へのお知らせと言う点では、学区の見直し対象となる地区の方に対し、5月頃に文書でのお知らせをし、そのうえで7月に説明会を開催するとしています。
委員	道路を挟んで、学区見直しの対象となる、ならないということになると思いますが、対象とならない地域の方で、自分も竹の山小学校がいいといった意見はないのでしょうか。
事務局	今回は、学区の変更に関するお知らせとなりますので、対象となる方に対して通知をしているところですが、学校全体に関わることはありませんので、今後、対象となっていない地域の方にもお知らせをし、広く意見を聞くこととする予定です。
委員	この検討委員会は、学校規模だけの検討をする場ということなのではないでしょうか。子どもへの配慮が欠けているように感じます。
事務局	この検討会では、推計に基づき、市全体の状況を見るということが根底にあります。まずは枠組みを見て、適正化が必要とした場合、どの手法がいいのかということについて、基本方針に基づいて判断していくこととなります。 学区の見直しの手法がとられたときには、直面したお子さんの気持ちを重視することが大切だと考えています。お子さんの心情への負担は避けられないものだと思いますので、関係する学校や地域の方のご協力、家庭等で、できる限りのフォローを行うために、説明会を行ったり、意見を求めたりしている状況です。
委員	まずは、子どもの意見を第一にしてほしいと思います。道路で完全に分けてしまうというよりは、少し柔軟に考えても良いのではないかともあります。また、見守り隊をやっていると、私は野方地区ですが、そ

	<p>の地区は、学区としては西中学校ではあるものの日進中学校の方が近く、そちらの方が子どもたちにとっては良いのではと思ったりもします。学区の見直しということであれば1年生から決まった学校に通うことができるような配慮をしてもらえるといいのではないかと思います。</p>
委員長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>確認ですが、今回は、令和5年度からの学区変更は既に決まっていることが前提となっているのか、この場で再度議論する議題なのか教えてください。</p>
事務局	<p>前回の提言では、適正規模等検討委員会の下部組織である学区検討部会の中より具体的な案を検討しましたが、その部会では、より地域に密着した代表の方に集まっていただき伺った意見を反映したものとなります。</p>
事務局	<p>この会議は、3年毎の人口推計に基づき、開催されるもので、令和元年、2年にかけて行われた前回の委員会の提言の中で、西小学校、北小学校・日進中学校については、児童生徒数が増え、教室数の不足も懸念されるため、学区の見直しが必要だとされています。この提言をまとめるにあたっては、下部組織である学区検討部会において、より地域に関係ある方に集まっていただき検討していただいております。その学区検討部会の案をもとに、検討委員会として、学区の見直しが必要であると最終的に提言したものとなりますので、今は、その提言を受け、教育委員会の方で、関係各所に説明して、進める状況に来ているというものとなります。</p> <p>また、今回の委員会としては、35人学級の方針が打ち出されたことにより、前回委員会では検討できなかった、35人学級の観点を含めて問題ないかということをご判断いただくものです。ですが、学区見直し対象の学校については、学区検討部会で具体的に検討している段階で、35人学級の観点も検討できたことから、原則は、学区見直し対象とした学校以外の学校について、35人学級の観点を踏まえて問題がないかどうかご判断いただく場とさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>藤枝区は以前に東小学校区から梨の木小学校区に変わりました。学区の変更に伴う行政区の対応もようやく落ち着いたところですので、今後当事者となる地区の区長さんにご苦労されると思案します。</p> <p>今回は、学区の見直しが既に決定事項なのか、そうではないのかが曖昧だったので、質問させていただきました。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>昨年の検討委員会の結論としましては、提言として教育委員会に提出されていますが、教育委員会において、これから行われる関係者への</p>

	<p>説明会を経て、最終決定することとしており、今回の議論のメインとなるのは、西小学校、北小学校、日進中学校以外の学校について、特に前回提言で動向を注視するとした学校について、皆さまに改めて議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、前回の提言において、学区の見直し対象となっている西小学校、北小学校、日進中学校及び、それぞれの受け入れ校である香久山小、竹の山小、西中、北中については、35人学級の観点を踏まえた最新の推計からも、前回提言の内容を変える必要はないということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(全員賛成)</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、西小学校、北小学校、日進中学校については、前回提言同様、「学区の見直しによる適正化を図る必要がある」とし、受け入れ校については、学区の見直しにより児童生徒を受け入れた場合でも利用可能教室により対応できる見込みであることから、「適正化を図る必要はなし」とします。</p> <p>ここまで、学区の見直し対象となっている学校と、その受け入れ校について、児童生徒数推計を基に、適正化の有無について、検討しました。</p> <p>では、次に前回提言で、適正化の必要なしと判断した相野山小学校、梨の木小学校について、見ていきたいと思えます。</p> <p>相野山小学校について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の8ページをご覧ください。相野山小学校についてですが、児童数推計は、令和元年度推計と比較すると下方修正され、児童数は、緩やかに減少する見込みであります。学区内で施行予定の(仮称)日進北部土地区画整理事業内の人口が令和8年度から増加し始め、令和12年度の区画整理地内の児童数は約45人と予想されています。学校規模は、令和4年度に小規模から適正規模となり、令和8年度からは小規模になると予想されます。教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みです。相野山小学校は、学区の範囲を見ますと、学区見直しにより適正化を図ることができる土地の状況ではないことや、今後区画整理事業も控えていることから、適正化の必要はないのではないかと考えております。</p>
委員長	<p>相野山小学校については、日進北部土地区画整理事業が予定されていることから、小規模が見込まれているものの、すぐに学区の見直しや、統廃合の検討は必要ないのではないかと考えられますが、その点も踏まえて相野山小学校についてご意見ありますでしょうか。(しばらくして)相野山小学校については、前回提言同様に、「適正化を図る必要</p>

	はなし」ということとしたいと思いますが、よろしいですか。
委員	(全員賛成)
委員長	ありがとうございます。 次は、梨の木小学校です。事務局説明をお願いします。
事務局	資料 11 ページをご覧ください。梨の木小学校についてですが、児童数推計は、令和元年度推計と比較すると若干であるが下方修正され、児童数は、毎年減少していく見込みです。学校規模は、今後も適正規模が続き、教室数は、利用可能教室数により対応できる見込みであります。
委員長	梨の木小学校については、児童数が減少傾向にあり、教室数に余裕があるということでした。 委員の皆さんご意見ありますでしょうか。(しばらくして) 梨の木小学校については、前回提言同様に、「適正化を図る必要はなし」ということとしたいと思いますが、よろしいですか。
委員	(全員賛成)
委員長	ありがとうございました。 本日は、ここまでとしたいと思います。その他の学校については、次回の検討としたいと思います。 それでは、次第の 8 その他についてお願いします。
事務局	今後の予定についてご説明します。資料 1 の裏面をご覧ください。 今回は、令和 3 年 7 月 13 日 (火) 午後 2 時から市役所本庁舎 4 階第 3 会議室にて行います。残りの学校の検討を進めていき、それ以降につきましては、必要に応じて開催することといたします。最終的には、今年度末までに、本委員会での提言をまとめた提言書を提出いただく予定としておりますので、よろしくをお願いします。
委員長	全体を通じてご質問等ありませんか。
委員	資料 2 の 2 ページに記載された通学区域を見たときに、東小学校区の米野木町三ヶ峯地区はくるりんバスを利用して学校に通っているということで、初めて知ったときは驚きました。今後、くるりんバスの改正があるということで、平成 29 年のくるりんバスの改訂の際に時刻改正で家を出る時間が早くなってしまったそうですが、それがさらに早く家を出なくてはならなくなるかもしれないと聞いております。子どもたちが安全に通学できるように寄り添って考えていただきたいと思います。
事務局	くるりんバスの改訂の話は、まだ検討中ということで、決定事項ではありませんが、今後、パブリックコメント等でご意見をいただきながら、担当課で決めていくこととなります。 学区の見直しについても関係者の意見等聞きつつ、進めていきたい

	と思いますので、よろしく申し上げます。
委員長	ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。
事務局	各委員の皆様、長時間にわたり熱心なご審議いただきありがとうございました。 以上をもちまして、第1回小中学校適正規模等検討委員会を閉会します。